


2019再工技発第14号
令和元年11月7日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚



施設定期検査申請書記載事項の変更について（届出）

平成26年7月25日付け2014再品発第29号をもって申請、平成29年8月10日付け2017再工営発第23号、平成30年11月21日付け2018再工営発第23号、平成31年1月11日付け2018再工営発第26号、平成31年2月26日付け2018再工技発第2号、令和元年5月23日付け2019再工技発第4号及び令和元年6月27日付け2019再工技発第6号をもって記載事項の一部を変更した再処理事業所再処理施設に係る施設定期検査について、その内容を一部変更したので、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第7条の10第2項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

「検査を受けようとする事項及び期日」の期日を明確にすること等を目的に、検査受検期間（実績）の反映及び今回受検を予定している第14回（その6）の検査受検期間（予定）を追記したため、申請書記載事項第3号（検査を受けようとする事項及び期日）に関して、以下のとおりとします。

変更前

3. 検査を受けようとする事項及び期日

事	項
<ul style="list-style-type: none">・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設・計測制御系統施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他再処理設備の附属施設	「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」への適合確認検査

期	日※	自：平成26年 8月28日 至：未 定
---	----	------------------------

※「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成25年11月6日付け）において、適合確認は、所要の審査等を経て、新規制基準施行後の初回定検の合格をもって完了とされている。現在適合確認については、審査を受けている状況であり、平成26年1月7日申請の再処理事業変更許可申請に対する許可時期が明確ではないこと、及び新規制基準への適合のために実施を予定している工事に対する適合確認検査が許可後に必要となることから、施設定期検査の終了の期日については、現段階では「未定」とする。

別紙参照

検査を受けようとする期日					
検査の対象 *1.2.3.4.5 ・使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・その他再処理設備の 附属施設	施設定期検査期間：平成26年8月28日～未定 第14回(その1) 検査受検期間 平成26年8月28日 ～ 平成27年6月16日	第14回(その2) 検査受検期間 平成27年8月27日 ～ 平成28年4月1日	第14回(その3) 検査受検期間 平成28年8月25日 ～ 平成29年8月10日	第14回(その4) 検査受検期間 平成29年9月5日 ～ 平成30年11月21日	第14回(その5) 検査受検期間(予定) 平成31年3月11日 ～ 令和元年8月30日

*1：燃焼度計測装置のうち第1ステップ測定装置Bのガンマ線検出器等を交換する工事(設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月18日、使用前検査合格証受領日：平成29年10月18日)を実施したことに伴い、関連する施設定期検査を第14回(その3)期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査は第14回(その3)から除外された。

*2：廃液処理系及び海洋放出管理系の配管の更新工事(設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月10日、使用前検査合格証受領日：平成30年5月22日)を実施したことに伴い、関連する施設定期検査を第14回(その3)期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査は第14回(その3)から除外された。

*3：廃液処理系及び海洋放出管理系の配管の更新工事(設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月10日、使用前検査合格証受領日：平成30年5月22日)及び海洋放出管理系の第2放出貯槽Bに確認された溶接線近傍部における液だれ痕(設計及び工事の方法の認可申請が必要と判断された日：平成30年4月6日、設計及び工事の方法の認可日：平成30年11月16日)に係る対応に伴い、関連する施設定期検査を第14回(その4)期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査を第14回(その4)から除外された。

*4：燃焼度計測装置については、使用停止措置を実施し、第14回(その4)の期間中に受検できる設備状態になかったことから、関連する施設定期検査は第14回(その4)から除外された。

*5：燃焼度計測装置については令和元年6月27日現在、使用停止措置を実施しているところであり、第14回(その5)の期間中、受検できる設備状態にない。(燃焼度計測装置を用いた使用済燃料の平均濃縮度等の確定は平成29年10月5日以降、令和2年度末まで計画がなく、

また、令和元年6月27日現在、再処理施設内には平均濃縮度等を確定していない使用済燃料は存在しない。
なお、施設定期検査第14回（その5）の検査の項目及び対象を別表に示す。

1. 施設定期検査 第14回(その5) 検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
第1非常用ディーゼル発電機自動起動検査	その他再処理設備の附属施設
第1非常用蓄電池機能検査	その他再処理設備の附属施設
非常用所内電源無停電交流電源機能検査	その他再処理設備の附属施設
排気筒風量検査	放射性廃棄物の廃棄施設
液体廃棄物処理能力検査	放射性廃棄物の廃棄施設
屋内モニタリング設備性能検査	放射線管理施設
屋外モニタリング設備性能検査	放射線管理施設
プール水冷却系系統流量検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
安全冷却水系系統流量検査	その他再処理設備の附属施設
補給水設備の系統流量検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
系統分離弁のしゃ断インターロック及び警報機能検査	計測制御系統施設
ポンプ故障警報検査	計測制御系統施設
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンの機能検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

検査の項目は、第14回(その4)までの受検実績等を踏まえ記載。

変更後

3. 検査を受けようとする事項及び期日

事	項
<ul style="list-style-type: none">・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設・計測制御系統施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他再処理設備の附属施設	「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」への適合確認検査

期 日*	自：平成26年 8月28日 至：未 定
------	------------------------

※「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成25年11月6日付け）において、適合確認は、所要の審査等を経て、新規制基準施行後の初回定検の合格をもって完了とされている。現在適合確認については、審査を受けている状況であり、平成26年1月7日申請の再処理事業変更許可申請に対する許可時期が明確ではないこと、及び新規制基準への適合のために実施を予定している工事に対する適合確認検査が許可後に必要となることから、施設定期検査の終了の期日については、現段階では「未定」とする。

別紙参照

検査の対象 *1, 2, 3, 4, 5	検査を受けようとする期日					
	施設定期検査期間：平成26年8月28日 ~ 未定					
<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ・計測制御システム施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・その他再処理設備の附属施設 	第14回(その1) 検査受検期間 平成26年 8月28日 ~	第14回(その2) 検査受検期間 平成27年 8月27日 ~	第14回(その3) 検査受検期間 平成28年 8月25日 ~	第14回(その4) 検査受検期間 平成29年 9月5日 ~	第14回(その5) 検査受検期間 令和元年 5月22日 ~	第14回(その6) 検査受検期間(予定) 令和2年 1月6日 ~
	平成27年 6月16日	平成28年 4月1日	平成29年 7月21日*6	平成30年 7月27日*6	令和元年 8月27日	令和2年 2月28日

*1：燃焼度計測装置のうち第1ステップ測定装置Bのガンマ線検出器等を交換する工事（設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月18日、使用前検査合格証受領日：平成29年10月18日）を実施したことに伴い、関連する施設定期検査を第14回（その3）期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査は第14回（その3）から除外された。

*2：廃液処理系及び海洋放出管理系の配管の更新工事（設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月10日、使用前検査合格証受領日：平成30年5月22日）を実施したことに伴い、関連する施設定期検査を第14回（その3）期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査は第14回（その3）から除外された。

*3：廃液処理系及び海洋放出管理系の配管の更新工事（設計及び工事の方法の認可日：平成29年5月10日、使用前検査合格証受領日：平成30年5月22日）及び海洋放出管理系の第2放出貯槽Bに確認された溶接線近傍部における液だれ痕（設計及び工事の方法の認可申請が必要と判断された日：平成30年4月6日、設計及び工事の方法の認可日：平成30年11月16日）に係る対応に伴い、関連する施設定期検査を第14回（その4）期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査を第14回（その4）期間中に受検できる設備状態になく、関連する施設定期検査は第14回（その4）から除外された。

*4：燃焼度計測装置については、使用停止措置を実施し、第14回（その4）および（その5）の期間中に受検できる設備状態になかったことから、関連する施設定期検査は第14回（その4）および（その5）から除外された。

- *5：燃焼度計測装置については令和元年11月7日現在、使用停止措置を実施しているところであり、第14回（その6）の期間中、受検できる設備状態にない。（燃焼度計測装置を用いた使用済燃料の平均濃縮度等の確定は平成29年10月5日以降、令和2年度末まで計画がなく、また、令和元年11月7日現在、再処理施設内には平均濃縮度等を確定していない使用済燃料は存在しない。）
なお、施設定期検査第14回（その6）の検査の項目及び対象を別表に示す。
- *6：第14回（その3）および第14回（その4）の検査受検期間の終了日について、検査対象の除外を行った届出日から第14回（その3）および第14回（その4）のそれぞれの最終受検日に変更した。

1. 施設定期検査 第14回(その6) 検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
第1非常用ディーゼル発電機自動起動検査	その他再処理設備の附属施設
第1非常用蓄電池機能検査	その他再処理設備の附属施設
非常用所内電源無停電交流電源機能検査	その他再処理設備の附属施設
排気筒風量検査	放射性廃棄物の廃棄施設
液体廃棄物処理能力検査	放射性廃棄物の廃棄施設
屋内モニタリング設備性能検査	放射線管理施設
屋外モニタリング設備性能検査	放射線管理施設
プール水冷却系系統流量検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
安全冷却水系系統流量検査	その他再処理設備の附属施設
補給水設備の系統流量検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
系統分離弁のしゃ断インターロック及び警報機能検査	計測制御系統施設
ポンプ故障警報検査	計測制御系統施設
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンの機能検査	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

検査の項目は、第14回(その5)までの受検実績等を踏まえ記載。